

第8回 生物多様性自治体ネットワーク定期総会 議 事 次 第

日時：平成30年10月9日（火）

午前8時半から

場所：鹿児島市役所本館講堂

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 事業報告（第7期：平成29年9月～平成30年9月）について
- (2) 事業計画（案）（第8期：平成30年10月～平成31年10月）について
- (3) 国への要望について（案）
- (4) 自治体ネットワーク規約について
- (5) 自治体ネットワーク幹事の選出について
- (6) 役員、幹事等による新たな幹事及び加入自治体の確保について
- (7) 役員（代表・副代表）の選出について

4 その他

5 閉 会

-
- 資料1 事業報告（平成29年9月～平成30年9月）
 - 資料2 第8回国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J） 議事概要
 - 資料3 事業計画（案）（平成30年10月～平成31年10月）
 - 資料4 要望書（案）（国への要望事項）
 - 資料5 生物多様性自治体ネットワークの規約
 - 資料6 生物多様性自治体ネットワーク幹事会構成自治体名簿（案）
 - 資料7 新たな幹事及び加入自治体の確保について
 - 資料8 生物多様性自治体ネットワーク構成自治体一覧（参考）



生物多様性
自治体ネットワーク

事業報告

(平成29年9月～平成30年9月)

1. 第7回 定期総会の開催

日時：平成29年9月15日（金）13：00～13：50

会場：神戸市相楽園会館（兵庫県神戸市）

議事：事業報告／事業計画／規約の改正 等

2. 第8回 幹事会の開催

日時：平成30年8月23日（木）10：30～12：00

会場：神戸市役所3号館3階 環境局大会議室（兵庫県神戸市）

議事：第8回定期総会の開催・議事について 等

3. 国連生物多様性の10年日本委員会への参画

【委員会】

○ 第8回

日時：平成30年6月21日（木）15：00～17：00

会場：環境省 第一会議室

自治体ネットワーク出席者：神戸市

議事：平成29年度事業報告／平成30年度事業計画 他

【幹事会】

○ 第13回

日時：平成30年3月14日（水）15：15～17：15

会場：TKP 東京駅日本橋カンファレンスセンター カンファレンスルーム 105

自治体ネットワーク代表：神戸市（欠席）

議事：最近の動向について／事業計画について／UNDB-Jの役割と2020年までの活動計画について／10年の成果について／連携事業の認定について 他

○ 第14回

日時：平成30年9月21日（金）10：00～12：00

会場：環境省第2・第3会議室

自治体ネットワーク代表：神戸市

議事：第8回UNDB-Jの開催結果について／10年の成果について／成果リレー（仮称）について／連携事業の認定について 他

4. ウェブサイトでの情報発信

生物多様性自治体ネットワークのWEBページにおいて、イベント情報や地域戦略などの自治体からの情報発信などを行うコミュニティサイトの運営・更新を行いました。

○ アドレス : <http://undb.jp/nlgb/>

○ 主な構成 :

(1) トップページ

生物多様性自治体ネットワークについて、国際生物多様性の日について、これまでの取組、参画団体一覧

(2) コミュニティサイト (構成自治体専用)

事務局からのお知らせ、自治体からの情報発信・意見交換

5. 5月22日「国際生物多様性の日」一斉PRの展開

構成自治体が統一した生物多様性の啓発活動を一斉に行うことにより、生物多様性の浸透、主流化を一層推進しました。具体的には、5月22日の「国際生物多様性の日」を中心に構成自治体により、統一したロゴマークを用いてホームページ等での普及啓発を展開しました。



生物多様性
自治体ネットワーク

6. 交流事業の実施

構成自治体の様々な知恵や工夫、取組を〈共有〉、〈交流〉、〈発信〉し、自治体の課題解決や取組のレベルアップを図る交流事業を実施しました。

(1) 第7回生物多様性全国ミーティング&生物多様性自治体ネットワークフォーラム・
神戸市生物多様性シンポジウム

日時 : 平成29年9月16日(土) 13:00 ~ 17:00

参加者 : 生物多様性自治体ネットワーク参加自治体、環境省、一般市民等

参加人数 : 約350名

場所 : 神戸国際会議場 メインホール (神戸市中央区港島中町6-9-1)

内容 :

○ 式典

生物多様性キャラクター応援団共同宣言式

UNDB-J「タヨちゃんサトくん」 神戸市「ワケトン」

○ 講演

「農業から見てきた環境。 - みんな同じ場所に生きている - 」

講師 : 生物多様性リーダー・地球生きもの応援団

大桃 美代子 氏 (タレント)

- UNDB-J 及び生物多様性アクション大賞 2017、グリーンウェイブの紹介
- 認定連携事業の紹介と表彰式
- 神戸市における生物多様性の取り組み（事例発表）
発表団体：玉ーアクアリウム、兵庫運河の自然を再生するプロジェクト、
こうべ森の学校、コープこうべ（地域コープ委員会）
- パネルディスカッション
コーディネーター：
兵庫県立人と自然の博物館館長 中瀬 勲 氏
パネリスト：事例発表者の 4 団体、環境省生物多様性主流化室長
登壇者：Blue Earth Project（松蔭高等学校生徒）

（2）生物多様性エクスカーション

日時：平成 29 年 9 月 15 日（金）13：50～18：00

参加者：生物多様性自治体ネットワーク構成自治体、環境省

参加人数：56 名

場所：神戸市相楽園会館、兵庫県立六甲山自然保護センター（兵庫県神戸市）
兵庫県立人と自然の博物館（兵庫県三田市）

日時：平成 30 年 8 月 23 日（木）13：00～15：30

参加者：生物多様性自治体ネットワーク構成自治体、環境省

参加人数：14 名

場所：神戸市立須磨海浜水族園（神戸市須磨区若宮町 1 丁目 3-5）

7. 関連事業の共催・後援

愛知目標の達成に向けて、生物多様性保全に関する事業の盛り上げを図るとともに、事業の成果を収集整理し、自治体間で情報共有を図るため、次の事業について共催・後援等を行いました。

（1）共催行事

行事名	開催日	主催等
第 7 回生物多様性全国ミーティング&生物多様性自治体ネットワークフォーラム・神戸市生物多様性シンポジウム	平成 29 年 9 月 16 日	主催：国連生物多様性の 10 年日本委員会 (UNDB-J)、環境省、神戸市 共催：生物多様性自治体ネットワーク

（2）後援行事

行事名	開催日	主催等
第 17 回 ライチョウ会議長野大会	平成 29 年 10 月 15 日 ～10 月 16 日	ライチョウサミット「第 17 回ライチョウ会議長野大会」実行委員会
生物多様性アクション大賞 2018	平成 30 年 7 月 13 日 ～平成 31 年 3 月 31 日	国連生物多様性の 10 年日本委員会

整理番号	2017	1	豊岡
------	------	---	----

取り組み事例

自治体名	兵庫県	豊岡市
名称	休耕田などを活用したビオトープづくり	
キーワード	水田ビオトープ	環境学習
概要	<p>野生動物による被害、集落からの距離、後継者不足など、様々な理由で休耕している（あるいは休耕を希望している）水田をビオトープ化して、コウノトリのエサとなる生きものの生息環境を創出している。</p> <p>稲作 = 米をつくる、水田ビオトープ = 生きものをつくる</p> <p>農地を放置しないことで、将来復田する可能性を残すことができる。数年後に米作りを再開した事例もある。耕作放棄田の増加防止にも寄与している。</p> <p>市から耕作者への委託事業（24,000円／10 a）として実施しており、市コウノトリ基金寄付金を財源にしている。</p> <p>小学校や地域の生きもの調査フィールドとしても利用されている。</p>	
特徴的な手法	<p>荒起こし、代かき（田植え時期）、農繁期（4月～10月）の常時湛水、を基本要件にすることで、耕作田と並行した作業ができるようにしている。一方で、地理的条件や管理者の意向によってはフレキシブルな管理を認めており、一部を草地にする、水深に変化をつけるなど、管理者各自が工夫をこらしたビオトープが増えている。</p> <p>また、地域や小学校の生きもの調査フィールドとして利用することで、管理者のモチベーションもあがりビオトープの維持にもつながる。</p> <p>補助金ではなく市の委託事業として実施することで、「コウノトリの生息地づくり」として市が一定の主導権を持つようにしている。</p>	
課題	<p>ビオトープに生息する生物種について報告を求めているが、多くの管理者が種の同定ができないため、報告に苦慮している様子である。</p> <p>また、ビオトープづくり自体が周辺住民から理解されず、「隣接田に水が染み出る、雑草が拡散する」といった苦情が寄せられることもある。</p> <p>これまで、意見交換や研修の場が少なく、管理手法の指導を求められていたため、管理状況把握と指導を目的にした「湿地保全員（ビオトープ管理士資格保有者）」を雇用し、適宜巡回・助言などを行っている。（H28年度～）</p>	
活動事例 (写真添付)	<p>オモダカの駆除</p> 	
備考	管理する内容（仕様）について、再考中（H29）	

整理番号	2017	1	佐渡
------	------	---	----

取り組み事例

自治体名	新潟県 佐渡市	
名称	朱鷺と暮らす郷づくり認証制度	
キーワード	水田魚道	水田ビオトープ
	マルチトープ（江）	冬みずたんぼ
	無農薬無化学肥料栽培	生物多様性
概要	トキの舞う佐渡を目指し、トキの放鳥と同時に、トキの餌場となる水田の生態系の再生と佐渡米のブランド化、販路拡大を目的に生きものを育む農法等の基準を定めた制度。また、栽培方法等の情報を消費者等へ効果的に伝えることにより、安心な環境でより安全な農産物の生産及び円滑な流通を促進するため、必要事項を定めたものである。	
特徴的な手法	生きものを育む農法として、①江の設置、②ふゆみずたんぼ、③魚道等水路の設置、④ビオトープの設置を定めており、平成29年に新要件として、⑤無農薬無化学肥料栽培を追加した。認証制度取組農家は、この中から必ず1つ以上実施しなければならない。また、トキの重要な餌場である水田畦畔等への除草剤禁止も追加し、更にトキとの共生を考慮した制度となった。また、認証制度取組農家は年2回生きもの調査を実施しなければならない。その生きもの調査の結果も帳票にまとめ農家へ還元している。	
課題	生物多様性支援システムの活用が、現時点では認証制度取組農家から提出された生きもの調査の結果を入力し、そのデータを帳票にして農家へ還元することや、環境省から提供されたトキ情報を入力する等、基本的にはデータを蓄積するだけに止まっている。この生物多様性支援システムを佐渡市職員が使用できる地理情報システム（ArcGIS）と連携させ、活用方法を多様化し、更には農家のモチベーションが上がるような活用方法を検討していかなければならない。	
活動事例 (写真添付)	<p style="text-align: center;">江の設置</p> 	<p style="text-align: center;">生きもの調査</p> 
備考	朱鷺と暮らす郷づくり認証要綱、要領有。	

整理番号		小山
------	--	----

取り組み事例

自治体名	栃木 県	小 山 市
名 称	日本型直接支払制度を活用した生物の多様性を育む農村環境整備	
キーワード	環境学習	
概 要	<p>小山市では平成19年度から農水省の補助事業である農地・水・環境保全向上対策を市内農村農用地の約40%で導入し、生態系保全や形成など農村環境を保全する活動を推進してきた。平成26年度からは現行の多面的機能支払制度への移行に伴い、土地改良区を主体とした農業者が中心の組織へと再編し、農振農用地の約81%で導入している。</p>	
特徴的な手法	<p>栃木県では生体系保全活動の充実及び継続を呼びかけており、小山市においても、水田周辺での生きものの生息調査の継続的な実施を促している。そして、水土里ネットとちぎでは確認された生きものをまとめた「生きものマップ」のコンテストを実施しており、各活動組織が作ったマップを様々な方の目に触れることで、自らの済む地域を再認識するきっかけとしている。</p> <p>また、景観形成活動による植栽を通じて、毎年その景観を楽しむことで、地域の一体感を作り出すきっかけにもしている。</p> <p>この他にも、生きもの調査や植栽活動には、地元育成会や小学校などの非農業者及び教育関係者の協力を得て実施しており、身近な自然環境に対する地域住民の意識の醸成及びコミュニティの活性化に寄与している。</p>	
課 題	<p>草刈りや泥上げのような農地維持活動は、農業者の参加が大半であり、地域ぐるみで地域資源を保全するためには、非農業者との連携を継続的に行うことが大きな課題である。</p>	
活動事例 (写真添付)	<p>多面的機能支払制度を活用した生きもの調査</p>  	
備 考		

取り組み事例

自治体名	宮城県大崎市
名称	おおさき生きものクラブ
概要	<p>「おおさき生きものクラブ」は、豊かで恵まれた森林や田んぼ等の自然環境、子どもたちの身近にいる生きものたちとの「ふれあい」と「気づき」をとおして、本市の目指す「自然と共生した持続可能な地域社会づくり」を担う子どもたちを育成するもの学外環境教育プログラム。平成 25 年度に設立した。</p> <p>○一般プログラム 市内の様々な場所で行われる自然や生きものに親しむための基本的なプログラムに参加する。学年別プログラムで構成されており、各会員のレベルに合ったプログラムに参加することが可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催：協力する環境保全 NPO が主催。開催回数：11 回／年 ・対象：小学 1 年生～中学 3 年生，会員数 168 人 <p>○専門プログラム 身近な生きものを見分け方や里山の管理など，1 年を通じてより詳しく，継続的な学習・体験プログラムに参加するもの。また，国内外の子ども達との交流・学習事業緒にも参加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催：大崎市・開催回数：10 回／年程度 ・対象：小学生 4 年生～中学校 3 年生（定員：20 人） ・交流・学習プログラム：KODOMO ラムサール、東北湿地交流会等
特徴的な手法	<p>○市内の環境保全 NPO 6 団体と協働して，年間 11 回程度のプログラムを開催。市内の全小中学生を対象に会員を募集し，現在 168 人の会員（一般プログラム会員）で構成。</p> <p>○チラシの作成，印刷，配布，参加申し込みの受け付け等の事務局は市役所が担当，協力 NPO 団体が主催。</p> <p>○会員募集やプログラム開催のチラシ配布に，会員が通う各学校を通して配布。また，年間実施実績と計画について市内小中学校長会で報告することで，情報共有が図られ，教育委員会及び学校との連携を図っている。</p>
課題	<p>○高校生以上を対象としたプログラムがないこと。（現在，卒会員については，指導者として活動）</p> <p>○一般プログラムは，定員が 30 人～90 人で行っているが，定員を大幅に超えるプログラムが多数あり，学びたいニーズに答える実施側の人材育成が急務。</p> <p>○現時点では，市が事務局を行っているが，NPO 6 団体を中心とした事務局機能の移行に向けた受け皿づくり。</p>
備考	

第 8 回 国連生物多様性の 10 年日本委員会 (UNDB-J) 議事概要

1. 日時 平成 30 年 6 月 21 日 (木) 15 : 00 ~ 17 : 00
2. 場所 環境省第一会議室 (中央合同庁舎 5 号館 22 階)
3. 概要

(1) 冒頭挨拶

中川環境大臣 :

愛知目標を達成するためにはさらなる取組が必要。本委員会の重要事業の一つである「MY 行動宣言」の普及にあたり、委員の所属する組織や関係機関に参加の呼びかけをお願いします。

近年、SDGs やパリ協定が採択されるなど、持続可能な社会の構築に向けて世界が動き出している。

今年の 4 月には、第五次環境基本計画を閣議決定した。この基本計画には、将来にわたって質の高い生活をもたらす新たな成長につなげていくことを盛り込んだ。その実現にあたっては、多様な主体の参加によるパートナーシップが重要であり、本委員会が果たす役割はきわめて大きいと考える。

11 月にはエジプトで生物多様性条約第 14 回締約国会議 (COP14) が開催される。この COP の場を通じて日本のこれまでの活動の成果を海外に向けて発信・共有し、諸外国とともに「生物多様性の主流化」に取り組んでいく。

現在、我が国の生物多様性に関する取組・成果等をまとめた「生物多様性条約第 6 回国別報告書」の案についてパブリックコメントを実施している。この報告書を愛知目標の達成状況の評価材料とし、次の世界目標の議論に備えたい。

2020 年まで残り 2 年となり、この「生物多様性の 10 年」の間の取組・成果をまとめていく時期に来ている。各委員のなお一層のお力添えをお願いします。

中西委員長 :

今年の 11 月にエジプトで開催される生物多様性条約第 14 回締約国会議では、生物多様性の主流化の推進に向けて、エネルギー分野、インフラ分野、製造・加工業、サービス業等における議論が行われる予定。

我が国は、生物多様性保全への取組が世界的に進んでいる国の一つであると思う。

本委員会としては、2020 年に向けて、これまでの活動や成果を踏まえて、グローバルに発信していくことが重要である。関係団体の皆様方には、そうした観点から検討をお願いします。

私が会長を務める経団連としては、経団連自然保護協議会が中心となって「経団連自然保護基金」を通じた支援、「25 周年記念事業」として 2017 年度から 3 カ年にわたってアジア・太平洋地域における人材育成プログラムに対して支援している。そのほか、本委員会の「生物多様性の本箱」プロジェクトへの寄贈活動など様々な活動を推進している。

愛知目標の達成に向けた活動は、SDGs の達成にも貢献する。皆様におかれては、「愛知目標」の達成と我が国の活動・成果の効果的な発信に向け、一層のご協力とご尽力をお願い申し上げます。

(2) 議事

①平成 29 年度事業の実施結果及び UNDB-J の財務状況について

平成 29 年度事業の実施結果及び UNDB-J の財務状況について事務局から報告した。

<主な事業>

- ・100 万人の「MY 行動宣言」：平成 30 年 3 月末時点で 8.7 万宣言
- ・「生物多様性の本箱」300 館プロジェクト：平成 30 年 3 月末時点で 145 館
- ・「にじゅうまるプロジェクト」2020 宣言：平成 30 年 3 月末時点で 747 事業
- ・グリーンウェイブ 2017

平成 29 年までの累計参加団体数：2472 団体、植樹本数：約 29 万本

②平成 30 年度事業の実施計画について

平成 30 年度事業の実施計画について事務局等から説明があり、了承された。

<主な事業>

- ・100 万人の「MY 行動宣言」：SNS 等ソーシャルメディア及び政府広報等マスメディアを活用した呼びかけを実施
- ・「生物多様性の本箱」300 館プロジェクト：自治体の公共図書館協議会と連携した企画展等を実施
- ・「にじゅうまるプロジェクト」2020 宣言：累積した宣言の分析方法を示し、ツールとしての更なる活用を推進
- ・グリーンウェイブ 2018：オフィシャル・パートナー制度等を活用した取組促進を実施

③UNDB-J ロードマップのフォローアップ結果について

昨年度のロードマップに基づいた取組に関するフォローアップ結果について事務局から説明した。引き続き、各団体においてロードマップの更新とそれに基づく取組の推進について確認した。

(3) 意見交換（2020 年までの取組について）

委員より、以下の意見等様々な意見を交換し、引き続き、UNDB-J の幹事会、運営部会で議論していくことを確認した。

- ・今までの取組成果を単にまとめるだけでなく、この 10 年間の活動を通じて何を学んできたのか、今後何を学ばなければいけないか、ということについても全体を俯瞰して整理すべき。
- ・「10 年間の成果」を強調しすぎると敷居が高くなるので、多くの方が参加できる仕組みとすることが望ましい。
- ・生物多様性条約 COP15 だけでなく、様々な機会を活用して、あらゆる関係者を巻き込む大きなうねりを起こしていくべき。

事業計画(案)

(平成30年10月～平成31年10月)

■自治体ネットワークとしての情報発信

- ・構成自治体による5月22日「国際生物多様性の日」の一斉PR
- ・「生物多様性自治体ネットワーク」WEBページの更新

■自治体ネットワーク内の取組み

- ・定期総会・幹事会の開催
- ・「国連生物多様性の10年日本委員会」への参画
- ・フォーラム及びエコツアー（エクスカージョン）の実施（平成30年10月8・9日）
- ・セミナー等の開催
- ・データベースの更新
- ・関連事業の共催・後援

環境大臣 原田 義昭 様

要 望 書 (案)

平成 30 年 10 月 9 日



生物多様性
自治体ネットワーク

代表 神戸市市長 久元 喜造

要 望 事 項

- 1 生物多様性基本法第 13 条に基づく生物多様性地域戦略の策定及び地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第 4 条に基づく地域連携保全活動計画の作成への支援について拡充を図ること。
- 2 ~~生物多様性地域戦略及び地域連携保全活動計画に位置付けられた事業を実施するための支援の拡充を図ること。~~
具体的には、生物多様性国家戦略の施策に合致した新たな取組について、補助率の引上げや軌道に乗るまでの初動時に係る事業費の補償制度などについても検討すること。
また、希少種保護やヒアリ等種々の外来種対策、急速に失われる可能性を持つ都市部の生態系や里山生態系を保全するための活動、地域の活動を活性化し持続性を高めるために実施する企業などとの連携促進等の取組について、財政的な支援の充実を図ること。
- 3 生物多様性の主流化を促進するため、~~生物多様性自治体ネットワークと連携し、環境省の各地方環境事務所等の関与のもと、生物多様性地域戦略等に沿った事業等のうち、所管するブロックごとに優良な取組事例についてを紹介する事例集を作成し、マスメディアやWEBページ等を通じて広くPRを図るなど、全国規模での啓発を行うこと。~~
また、~~生物多様性の保全に係る啓発グッズ等を製作し、生物多様性の目など各自治体が行うイベント時に配布できるように提供するなど、自治体の普及啓発への支援を行うこと。~~
- 4 生物多様性自治体ネットワークの活性化に向け、未加盟の自治体に対し国から積極的に加盟を働きかける等、さらなる支援を行うこと。

趣旨説明

(要望 1、2 関連)

- 生物多様性保全を地域に根づかせ、その活動を総合的にかつ計画的に進めるためには、生物多様性地域戦略や地域連携保全活動計画を策定し、それに基づく取組を行うことが必要である。とりわけ、生物多様性地域戦略の策定は地方公共団体の努力義務とされているが、策定は進んでおらず、平成 29 年 4 月時点の策定済み地方公共団体数は 124 団体にとどまっております。支援の拡充が必要である。

(参考) 生物多様性地域戦略策定済み地方公共団体数

(平成 29 年 12 月末時点)

都道府県 41 政令指定都市 17 市町村 66 計 124

○ 要望 2 変更理由

・赤字削除箇所について

平成 29 年度より、新たな生物多様性保全推進支援事業（別紙 環境省からの依頼・情報提供 参考 2）が実施されたため、要望から削除した。

・赤字修正箇所について

昨年度より神戸港等でヒアリが発見されたことをはじめ、各自治体で外来種対策が課題となっていることから、昨年度要望の「外来種対策」に具体例を書き加え「ヒアリ等種々の外来種対策」とした。

(要望 3 関連)

- 全国の自治体の優良事例について、マスコミを通じて全国規模の啓発を行い、生物多様性の主流化を促進するとともに、未加盟自治体の生物多様性自治体ネットワークへの加盟促進にも資することを目的とする。

・赤字削除箇所について

啓発グッズについては、生物多様性ネットワークにおけるアンケート及び議論等を踏まえて、内容を具体化したうえで、次年度以降の要望を検討する。

(要望 4 関連)

- 生物多様性自治体ネットワークの加盟数は伸び悩んでおり、構成自治体や幹事団体について地域的な偏りがある。加盟数を拡大し、全国組織として当ネットワークを活性化するためには、全都道府県の加入が不可欠であることから、地方環境事務所ごとに都道府県等を対象とした連絡会議を設置するなど、設立時の経緯も踏まえ、加盟促進に資する国の積極的な働きかけが必要である。

生物多様性自治体ネットワーク

1 目的

本ネットワークは、自治体が相互に生物多様性の保全や持続可能な利用に関する取組や成果について情報発信を行うとともに、「国連生物多様性の10年日本委員会」の構成員として他のセクターとの連携・協働を図り、もって2010年の第10回生物多様性条約締約国会議（COP10）で採択された愛知目標の実現に資することを目的とする。

2 組織（平成30年10月現在）

代表：神戸市長

副代表：鹿児島市長

幹事：愛知県、石川県、岐阜県、滋賀県、横浜市、名古屋市、神戸市、
鹿児島市、北九州市、流山市、佐渡市、松本市、豊岡市、対馬市、
阿蘇市、黒松内町、菰野町

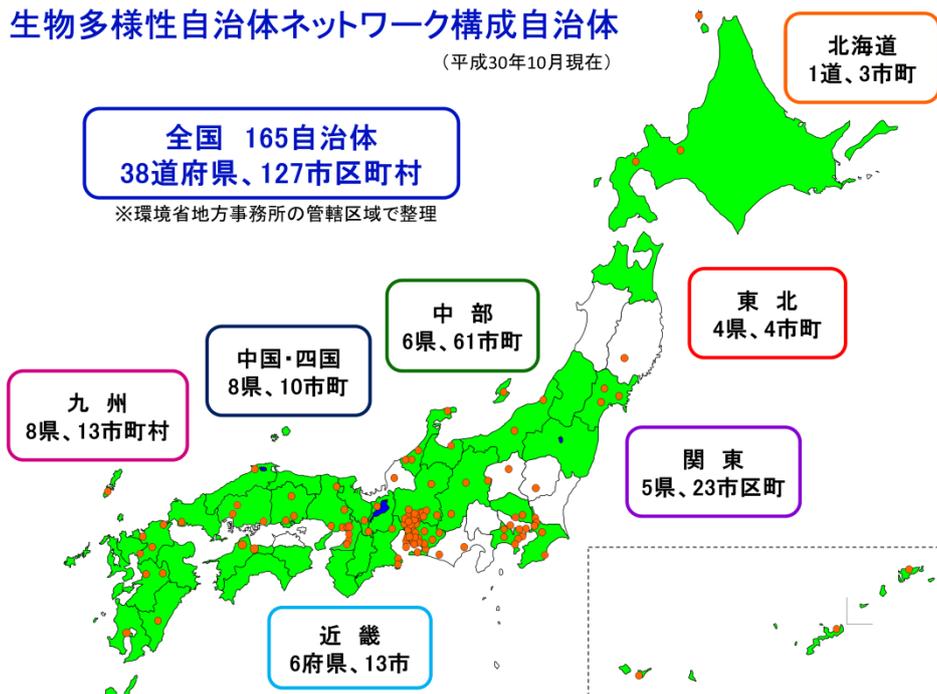
構成員：全国の道府県、政令市、市区町村 165 自治体

3 事業

- （1）生物多様性の保全や持続可能な利用に関する自治体の取組及び成果に関する情報共有と発信
- （2）国、民間団体、事業者等との連携・協働
- （3）「国連生物多様性の10年日本委員会」への意見・要望の発信

生物多様性自治体ネットワーク構成自治体

（平成30年10月現在）



生物多様性自治体ネットワーク規約

(名称)

第1条 本ネットワークは、「生物多様性自治体ネットワーク」と称する。

(目的)

第2条 本ネットワークは、普通地方公共団体（以下、「自治体」という。）が相互に生物多様性の保全や持続可能な利用に関する取組や成果について情報発信を行うとともに、「国連生物多様性の10年日本委員会」の構成員として他のセクターとの連携・協働を図り、もって2010年の第10回生物多様性条約締約国会議（COP10）で採択された愛知目標の実現に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本ネットワークは、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 国、民間団体、事業者等他のセクターとの連携及び協働
- (2) 「国連生物多様性の10年日本委員会」への意見及び要望の発信
- (3) 生物多様性の保全や持続可能な利用に関する自治体の取組及び成果に関する情報共有と発信
- (4) その他、前条に掲げる目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 本ネットワークの構成員は、第2条に掲げる目的に賛同して次条の手続きを行った自治体とする。

(参加)

第5条 構成員として本ネットワークに参加しようとする自治体は、その意思を別添の様式1により、事務局に提出するものとする。

2 事務局は、前項の提出を受けたときには、速やかに当該自治体の名称・連絡先を他の構成員に知らせることとする。

(脱退)

第6条 脱退しようとする構成員は、別添の様式2の脱退届を事務局に提出し、任意に脱退することができる。

(役員の種別)

第7条 本ネットワークに代表1名を置く。

- 2 必要に応じて、副代表を置くことができる
- 3 役員は、構成員となる自治体の代表者が務めるものとする。

（役員を選任）

第 8 条 代表は、総会において、構成員の中から選任する。

2 副代表は、構成員の中から、代表が指名する。

（役員の職務）

第 9 条 代表は、本ネットワークを代表し、総会の議長を務める。

（役員の任期）

第 10 条 役員の任期は、当該役員が選任された総会から次期総会までとする。ただし、再任を妨げない。

2 特に理由があると総会で認めたときは、1 年を超えない範囲で任期を変更することができる。

3 その職をもって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員解任）

第 11 条 役員が、職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

（総会の構成）

第 12 条 総会は、構成員をもって構成する。

（総会の種別）

第 13 条 総会は、定期総会、臨時総会及び電子総会とする。

2 定期総会は、原則として毎年 1 回開催する。

3 臨時総会は、代表が必要と認めたとき又は全構成員の 3 分の 1 以上から請求があったときに開催する。

4 電子総会は、特定の議決を要する事案があるときであって、当該事案に関する意見聴取、決裁等を目的として代表が認めたときにウェブ上にて開催する。

（総会の招集）

第 14 条 総会は、代表が招集する。

2 総会（電子総会を除く）を招集するときは、代表は構成員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の 2 週間前までに通知しなければならない。

（総会の審議事項）

第 15 条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

(1) 本ネットワークの事業計画及び事業報告

(2) 役員を選任又は解任

(3) 幹事を選任又は解任

(4)規約の変更

(5)その他会の運営に関する重要事項

(総会の定足数)

第 16 条 総会は、全構成員の過半数の出席により成立する。ただし、電子総会においては、特に定足数は定めない。

2 委任状を提出した構成員は、出席者とみなすものとする。

(総会の議決)

第 17 条 総会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第 18 条 総会（電子総会を除く）の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員の現在数及び出席者数（委任状を提出した構成員を含む）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) その他記録として残す必要のある事項

2 代表は、総会（電子総会を除く）の開会時に議事録確認者を指名するものとする。

3 議事録は、事務局が作成し、議長及び議事録確認者の確認を得た上で全構成員に配付するものとする。

(幹事会)

第 19 条 本ネットワークに幹事会を設置する。

2 幹事会は、総会での審議事項及び本ネットワークの運営に関する事項その他代表が必要と認めた事項について検討を行う。

3 幹事会は、別紙の構成団体の担当部局長等で構成する。

4 幹事会には幹事長を置く。

5 幹事長は代表自治体の担当部局長等とする。

6 幹事長は、幹事会の事務を総理し、その会議の議長を務める。

7 幹事の任期は、当該幹事が選任された総会から次期総会までとする。ただし、再任を妨げない。

8 幹事会は、幹事長が招集する。

9 幹事会は、幹事及び幹事長により構成し、過半数の出席をもって成立する。

(部会)

第 20 条 本ネットワークに部会を設置することができる。

- 2 部会は、本ネットワークの目的の推進に資するため、代表が必要と認めた事項について情報交換、取組促進等を行う。
- 3 部会は、その活動状況等を総会において報告するものとする。

(事業年度)

第 21 条 本会の事業年度は、定期総会開催日のある月の 1 日に始まり、翌年の定期総会開催日のある日の前月の末日に終わる。

(事務局)

第 22 条 本ネットワークの事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、当該年度の代表を担当する自治体の主管部局に置く。
- 3 事務局は、その連絡先（部課室名、担当者名、電話番号、メールアドレス等）を速やかに全構成員に知らせることとする。

(委任)

第 23 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会の議決を経て、別に代表が定める。

附則

この規約は、平成 23 年 10 月 7 日から施行する。

附則

この規約は、平成 24 年 11 月 3 日から施行する。

附則

この規約は、平成 27 年 11 月 7 日から施行する。

附則

この規約は、平成 29 年 9 月 15 日から施行する。

生物多様性自治体ネットワーク幹事会構成自治体名簿(案)
(第8期:平成30年10月～平成31年10月)

幹事会構成自治体

都道府県		
	石川県	
	岐阜県	
	愛知県	
	滋賀県	
政令市		
	札幌市	新規
	横浜市	
	名古屋市	
	神戸市	
	北九州市	
市町村		
	佐渡市	
	松本市	
	流山市	
	豊岡市	
	対馬市	
	阿蘇市	
	黒松内町	
	菰野町	
	鹿児島市	



生物多様性
自治体ネットワーク

生物多様性自治体ネットワーク 構成自治体
(平成30年10月現在 165自治体)

	都道府県	政令指定都市	市区町村							
北海道・東北	北海道	北海道	札幌市	黒松内町	礼文町					幹事自治体 18
	青森県	青森県								
	岩手県			金ヶ崎町						
	宮城県	宮城県	仙台市	登米市	大崎市					
	秋田県									
	山形県	山形県								
	福島県	福島県								
関東	茨城県									
	栃木県			小山市						
	群馬県	群馬県		みなかみ町						
	埼玉県	埼玉県	さいたま市	所沢市						
	千葉県	千葉県	千葉市	野田市	柏市	流山市	いすみ市			
	東京都			港区	目黒区	稲城市				
	神奈川県	神奈川県	横浜市	横浜市	横須賀市	小田原市	厚木市			
			相模原市							
	新潟県	新潟県	新潟市	長岡市	佐渡市					
	山梨県									
静岡県		静岡市	浜松市							
中部	富山県	富山県		魚津市						
	石川県	石川県		金沢市	小松市	珠洲市	加賀市			
	福井県			越前市						
	長野県	長野県		松本市	飯田市	軽井沢町				
	岐阜県	岐阜県		岐阜市	高山市	中津川市	美濃加茂市	可児市	北方町	坂祝町
				富加町	川辺町	七宗町	八百津町	白川町	御嵩町	
			名古屋市	豊橋市	岡崎市	一宮市	瀬戸市	春日井市	豊川市	津島市
				碧南市	刈谷市	豊田市	安城市	西尾市	蒲郡市	犬山市
	愛知県	愛知県		江南市	稲沢市	新城市	知立市	尾張旭市	高浜市	田原市
				清須市	北名古屋市	弥富市	あま市	長久手市	扶桑町	大治町
				阿久比町	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	幸田町	東栄町
三重県	三重県		鳥羽市	志摩市	菟野町					
近畿	滋賀県	滋賀県		高島市						
	京都府	京都府	京都市	木津川市						
	大阪府	大阪府	大阪市	堺市	岸和田市					
	兵庫県	兵庫県	神戸市	明石市	西宮市	豊岡市	伊丹市	川西市	篠山市	
	奈良県	奈良県								
	和歌山県	和歌山県								
中国・四国	鳥取県	鳥取県								
	島根県	島根県		出雲市						
	岡山県	岡山県	岡山市	倉敷市	真庭市					
	広島県	広島県	広島市	福山市	北広島町					
	山口県	山口県		宇部市						
	徳島県	徳島県								
	香川県									
	愛媛県	愛媛県		松山市	西条市					
高知県	高知県									
九州	福岡県	福岡県	北九州市	福岡市	久留米市	うきは市				
	佐賀県	佐賀県								
	長崎県	長崎県			対馬市					
	熊本県	熊本県	熊本市		阿蘇市					
	大分県	大分県								
	宮崎県	宮崎県			綾町					
	鹿児島県	鹿児島県			鹿児島市	大和村				
	沖縄県	沖縄県			国頭村	南大東村	竹富町			
	38	20			107				165	

新たな幹事及び加入自治体の確保について

【第7回総会の振り返り】

構成自治体数の伸び悩み、幹事（役員）の負担増、活動のマンネリ化の課題等を踏まえ、環境省・滋賀県・岐阜県等が誘致活動を行い、構成自治体の中から立候補により新たな幹事（鹿児島市：第7期副代表、北九州市）を確保し、併せて規約の変更等が承認された。

【現在の状況】

○ 新たな幹事の立候補依頼

- ・ 代表自治体による個別立候補依頼
⇒ 1自治体が立候補（札幌市）

○ 都道府県の未加入自治体が存在

- ・ 47都道府県中 37道府県が加入（資料6）

○ 新規加入自治体の確保

- ・ 設立時加入（平成23年10月7日） 113自治体
 - ・ 平成23年10月～平成29年8月に加入 42自治体
 - ・ 平成29年9月～ 環境省による依頼・神戸市による個別依頼等
- ⇒ 10自治体（大阪府、群馬県、広島県、札幌市、大阪市、所沢市、いすみ市、伊丹市、川西市、魚津市、久留米市）が加入

【現状を踏まえた対応】

○ 幹事の選任

- ・ 幹事に札幌市を加えることについて、総会で決定する。（資料7）

○ 役員、幹事等による新幹事の確保（就任依頼）を引き続き実施

- ・ 幹事就任依頼を継続して実施するよう環境省へ要望【継続】
- ・ 中核市、特例市に対して幹事立候補依頼【継続】

○ 新規加入自治体を確保

- ・ 生物多様性地域戦略を有している自治体に加入依頼【継続】
- ・ 都道府県に対して加入依頼を実施するよう環境省へ依頼【継続】
- ・ 構成自治体が主催する生物多様性フォーラム等の共催自治体に加入依頼【新規】

生物多様性自治体ネットワーク 構成自治体
(平成30年10月末現在 165自治体)

資料8

	都道府県	政令指定都市	市区町村						備考	
北海道	北海道	札幌市		黒松内町	礼文町					
青森県	青森県								設立時加入 (H23.10.7) 113	
岩手県				金ヶ崎町					第1期加入 (H23.10~H24.10) 11	
宮城県	宮城県	仙台市		登米市	大崎市				第2期加入 (H24.11~H25.10) 6	
秋田県									第3期加入 (H25.11~H26.9) 8	
山形県	山形県								第4期加入 (H26.10~H27.10) 4	
福島県	福島県								第5期加入 (H27.11~H28.10) 13	
茨城県									第7期加入 (H29.11~H30.10) 10	
栃木県				小山市						
群馬県	群馬県			みなかみ町						
埼玉県	埼玉県	さいたま市		所沢市						
千葉県	千葉県	千葉市		野田市	柏市	流山市	いすみ市			
東京都				港区	目黒区	稲城市				
神奈川県	神奈川県	横浜市	川崎市	横須賀市	小田原市	厚木市				
		相模原市								
新潟県	新潟県	新潟市		長岡市	佐渡市					
富山県	富山県			魚津市						
石川県	石川県			金沢市	小松市	珠洲市	加賀市			
福井県				越前市						
山梨県										
長野県	長野県			松本市	飯田市	軽井沢町				
岐阜県	岐阜県			岐阜市	高山市	中津川市	美濃加茂市	可児市	北方町	
				富加町	川辺町	七宗町	八百津町	白川町	御嵩町	
静岡県		静岡市	浜松市							
愛知県	愛知県	名古屋市		豊橋市	岡崎市	一宮市	瀬戸市	春日井市	豊川市	
				碧南市	刈谷市	豊田市	安城市	西尾市	蒲郡市	
				江南市	稲沢市	新城市	知立市	尾張旭市	高浜市	
				清須市	北名古屋市	弥富市	あま市	長久手市	扶桑町	
				阿久比町	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	幸田町	
									東栄町	
三重県	三重県			鳥羽市	志摩市	菟野町				
滋賀県	滋賀県			高島市						
京都府	京都府	京都市		木津川市						
大阪府	大阪府	大阪市	堺市	岸和田市						
兵庫県	兵庫県	神戸市		明石市	西宮市	豊岡市	伊丹市	川西市	篠山市	
奈良県	奈良県									
和歌山県	和歌山県									
鳥取県	鳥取県									
島根県	島根県			出雲市						
岡山県	岡山県	岡山市		倉敷市	真庭市					
広島県	広島県	広島市		福山市	北広島町					
山口県	山口県			宇部市						
徳島県	徳島県									
香川県										
愛媛県	愛媛県			松山市	西条市					
高知県	高知県									
福岡県	福岡県	北九州市	福岡市	久留米市	うきは市					
佐賀県	佐賀県									
長崎県	長崎県			対馬市						
熊本県	熊本県	熊本市		阿蘇市						
大分県	大分県									
宮崎県	宮崎県			綾町						
鹿児島県	鹿児島県			鹿児島市	大和村					
沖縄県	沖縄県			国頭村	南大東村	竹富町				
	38	20		107						165